

比較表

	厚労省	日本置き薬協会
受験資格	<p>薬剤師・薬種商・配置業の管理の下で1年以上の実務経験を有すること</p> <p>薬剤師、薬種商は問題なし。</p> <p>①配置業者は、学歴要件及び5年以上の実務経験にて許可を受けており、薬種商と大差ない。</p> <p>②配置においても、副作用の届け出義務がある。これにより①を補完している。</p>	<p>「配置業者の管理の下で」を削除すること</p> <p>①配置業者は、単に5年以上の実務経験であるのに対し、薬種商は試験を受けている。</p> <p>②副作用に関する届け出義務については、配置業とは明記されおらず、「医薬専門家」との明記であり、配置業にもあるとは拡大解釈。</p> <p>※具体例として、法令上素人の現行犯逮捕については認められていることとは違う。——刑事訴訟法212条・213条</p>
附則・付帯決議における 既存配置	<p>①付帯決議を尊重して既存配置から新配置へ移行すること を誘導。</p> <p>②既存配置であっても、新配置に移行したい者もいると考えている。</p>	<p>①付帯決議には、法的拘束力はない。法令上、附則第12条にて既存配置は、期限を定めずに存続できている。</p> <p>②新配置になっても、薬箱等の物理的制限から、取り扱う品目が増えるだけの登録販売者になっても、メリットない。</p> <p>③薬事法の主旨から行商たる配置の従事者全員が登録販売者になる必要があり、現実的には不可能。</p> <p>④登録販売者になっても、販売方法に関する法令遵守（訪問販売法等）に関する事項はあまりなく、消費者からのクレームは減らず、結果的に配置業の信用は失墜し、附則の合理性に対する疑問を生じさせ、配置業そのものが消滅する。</p> <p>⑤登録販売者試験受験のための合理的な基準を設ける提案であり、受験志望者の自由を拒むものではない。</p>
資質向上努力義務	<p>資質向上と配置向けの新資格の創設は無関係。</p> <p>資質向上の一環としての配置向け新資格の創設は日本置き薬議員連盟及び日本置き薬協会と了解した事項ではない。</p>	<p>資質向上があつて、既存配置は期限を定めずに存続できる。</p> <p>資質向上を客観的に確認できる方策として教資格の創設になる。</p>